

# 一般社団法人新潟県マンション管理士会 定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人新潟県マンション管理士会(以下「当会」という。)と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

(定義)

第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法人法 一般社団法人及び一般財団法人(平成 18 年法律第 48 号)に関する法律をいう。
- 二 会員 法人法第11条第1項第5号に規定する社員をいう。
- 三 入会 法人法上の社員となることをいう。
- 四 退会 法人法上の退社をいう。
- 五 総会 法人法上の社員総会をいう。
- 六 会長 法人法上の代表理事をいう。
- 七 適正化法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)をいう。
- 八 マンション管理士 適正化法第2条第五号のマンション管理士をいう。
- 九 日管連 一般社団法人日本マンション管理士会連合会をいう。
- 十 登録マンション管理士 当会に所属し、日管連に登録されたマンション管理士をいう。
- 十一 所属マンション管理士 当会に所属するマンション管理士をいう。
- 十二 規則 当会の運営に関する規定であって、その制定、改廃を総会の決議で行うものをいう。
- 十三 規程 当会の運営に関する規定であって、その制定、改廃を理事会の決議で行うものをいう。

(定款、規則、及び日管連の倫理規程等の遵守)

第 4 条 会員は、当会の定款及び別に定める会則並びに倫理規則はもとより、適正化法等関連法令及び日管連の定款、日管連の倫理規程等を遵守しなければならない。

(品位の保持)

第 5 条 会員は、人格の陶冶を図り、品位の保持に努める。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第6条 当会は、日管連、新潟県及び新潟市等の地方公共団体(以下「地方公共団体」という。)並びに関係団体等と連携、協力し、会員の業務活動を支援するとともに、会員の資質向上に努め、もってマンション管理士制度の普及、周知を通じてマンションの管理の適正化に資することを目的とする。

### (事業)

第7条 当会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員の指導及び支援に関すること。
- 二 会員の日管連への登録に関すること。
- 三 研修に関すること。
- 四 会報の編集及び発行に関すること。
- 五 広報活動に関すること。
- 六 マンション管理に関する情報収集及び情報の公開に関すること。
- 七 日管連並びに地方公共団体及び関係団体との連携又は協力に関すること。
- 八 マンション管理士制度の普及及び周知に関すること。
- 九 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業に関すること。
- 十 地方公共団体が行う推進計画策定及び管理計画認定制度に関する支援及び協力業務に関すること。

### (事業活動の制限)

第8条 当会は、国及び地方公共団体並びに関係団体等の施策の協力者として求められる公正性及び中立性を保持するため、適正化法上の次の各号に掲げる者を相手方として業務等の受委託又は請負(以下「受委託等」という。)に係る契約を締結してはならない。ただし、国・地方自治体の政策に関する事業を除く。

- 一 建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)第2条第2項の区分所有者
  - 二 区分所有法第3条の団体
  - 三 区分所有法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人
  - 四 区分所有法第25条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定により選任された管理者又は同法第49条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定により置かれた理事
  - 五 区分所有法第65条の団地建物所有者及び団体
- 2 会員は、国及び地方公共団体並びに関係団体等に係る事業で知り得た情報に基づき、当該関係者の承諾なしに自己の業務に資する目的で当該依頼者等への営業活動を行ってはならない。

### 第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 9 条 当会の会員は、県内に事務所又は住所を有するマンション管理士とする。

2 前項のほか、会員資格に関する基準は、別に規則で定める。

(入会)

第 10 条 入会しようとするマンション管理士は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。

2 会員は、重複して日管連傘下の他のマンション管理士会あるいは日管連に加盟していないマンション管理士会(紛らわしい名称を冠した団体を含む。)の会員となることはできない。

(会員の日管連への登録)

第 11 条 当会は、所属マンション管理士について、日管連が定める登録申請書を日管連に提出し、登録マンション管理士として登録しなければならない。

2 前項の登録の手続きについては、日管連の定款及び日管連の定める日管連登録マンション管理士登録関係規程の定めるところによりこれを行う。

(年会費等)

第 12 条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、登録マンション管理士は、日管連登録料を当会に納入しなければならない。

3 当会は、日管連登録申請書とともに、前項の日管連登録料を受領し、日管連に納入する。

4 当会は、日管連定款第13条に基づく日管連年会費を日管連に納入する。

5 日管連登録料については、日管連の規程の定めによる。

6 既に納入された入会金、年会費及び日管連登録料は返還しない。

(会員名簿)

第 13 条 当会は、会員の氏名、住所又は事務所等を記載した会員名簿を作成し、当会の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は事務所にあてて行うものとする。

(届 出)

第 14 条 会員は、会員名簿記載事項に変更があった場合は、遅滞なく会長に届け出なければならない。

2 当会は、毎年6月1日時点における所属マンション管理士名簿及び役員名簿を日管連に届け出なければならない。

(退会)

第15条 会員は、退会するときは、会長に別に定める退会届を提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第16条 会員は、次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失する。

- 一 前条に基づき退会となったとき。
  - 二 正当な理由なく年会費等を1年以上滞納したとき。
  - 三 除名されたとき。
  - 四 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき(親族からの連絡を含む。)
  - 五 事故・傷病等により業務継続が不可能なとき(親族からの連絡を含む。)
  - 六 適正化法第33条第1項によって、マンション管理士の登録を取り消されたとき。
  - 七 新潟県内に住所又は事務所を有しなくなったとき。
  - 八 登録マンション管理士でなくなったとき。
- 2 前項に該当する会員が、当該時点で発生している年会費その他の債務等、当会に対して負担する債務は、会員資格喪失後(前項四号・五号を除く。)も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、その一切を一括して履行するものとする。

(懲戒)

第17条 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、理事会決議又は総会決議を経て、懲戒することができる。ただし、この場合、第45条は適用しない。

- 一 当会の事業を妨げ、又は当会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき。
  - 二 当会の定款及び倫理規則並びに日管連の定款及び倫理規程に違反する行為をしたとき。
  - 三 その他懲戒すべき正当な理由があるとき。
- 2 懲戒は、次の5種とする。
- 一 口頭注意
  - 二 文書戒告
  - 三 6か月以内の会員としての権利の停止
  - 四 退会勧告
  - 五 除名
- 3 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続きが行われている間、会員の資格を喪失しない。また、第15条及び第16条の規定についてはこれを適用しない。
- 4 懲戒に関する審査は、理事会において調査及び審査を行う。ただし、利害関係がある理事は、理事会の審査に参加できない。
- 5 理事会は、理事会での調査及び審査に際し、専門的知識を有する者に対し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。
- 6 会長は、会員に対する第2項第一号から第四号までの懲戒を決定するときは、理事会の決議を経なければならない。
- 7 会長は、前項の懲戒を決定するときは、対象となる会員に弁明の機会を与えるものとする。
- 8 当会は、会員を第2項第五号に定める除名をするときは、定款第26条第2項に基づく総会の

議決を経なければならない。また、除名対象となっている会員に対して、総会開催の一週間前までに、当該総会において除名を審議すること及び当該総会において議決する際に弁明する機会を与えることについて通知するものとする。

- 9 前項の除名がなされた場合は、会長は遅滞なく除名した会員の氏名及びその理由を除名した会員を含む全ての会員に通知するものとする。
- 10 会長は、第2項第三号から第五号の懲戒処分が決定されたときは、日管連に通知する。また、必要に応じて地方公共団体に通知する。
- 11 第2項第四号の退会勧告に基づいて退会した会員は、退会した日から2年間、第五号の除名を受けた会員は、その処分決定日から4年間を経過するまでの間、当会に入会申込はできない。

## 第4章 総会

(構成)

第18条 総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第19条 総会は、次の各号について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 資金の借入及び返済の決定
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 九 事業計画と会計予算
- 十 日管連からの脱退
- 十一 総会で決議すると理事会が決議した事項
- 十二 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(種類・開催)

第20条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終結の日から2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき及び第22条に定める会員の請求があったときに開催する。

(招集・通知)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、総会を招集しようとするときは、開催日の2週間前までに、招集の目的、会議の日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知を発しなければならない。

(会員による招集の請求)

第22条 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

2 会長は、前項の請求のあった日から1か月以内の日を開催の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 第1項の請求者は、会長が前項の規定による招集の通知を発しないときは、裁判所の許可を得て、臨時総会を招集することができる。

4 前条第2項の定めは、前項の招集の場合に準用する。

(招集手続の省略)

第23条 総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第24条 議長は、会長又は会長が指名する事務局以外の理事がこれにあたる。

2 前項の定めにかかわらず、第22条第3項の定めによって開催された臨時総会の議長は、当該請求をした会員が務める。

(議決権)

第25条 会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第26条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 定款の変更
- 二 倫理規則・会員規則等諸規則の制定及び改廃
- 三 会員の除名
- 四 監事の解任
- 五 資金の借入及び返済の決定
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 八 基本財産の処分
- 九 その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第 27 条 会員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。

- 2 会員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は当会の会員でなければならない。
- 3 会員又は代理人は、代理権を証する書面を当会に提出しなければならない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名押印又は記名押印をし、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(決議及び報告の省略)

- 第 29 条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 会長が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

## 第 5 章 理事及び監事

(役員の設定)

第 30 条 当会に次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上12名以内
  - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
  - 3 会長以外の理事のうち1名を副会長とする。
  - 4 会長、副会長以外の理事のうち、4名以内を業務担当理事とする。

(役員を選任)

- 第 31 条 役員は、会員の中から、総会の決議により選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長、業務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、又は解職する。
  - 3 理事と監事は兼ねることはできない。
  - 4 理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当会を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは会長の職務を行う。
  - 4 業務担当理事は、理事会において事務局規程の定めるところにより、当会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第33条 監事は、理事の職務の執行及び財務の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第35条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総会員の半数以上であって、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員退任)

- 第36条 役員は、次の各号に該当したときは退任する。
- 一 役員が当会の会員でなくなったとき。
  - 二 第17条第2項第三号から第五号の懲戒処分を受けたとき。
  - 三 事故・傷病等により、当会役員の業務を遂行することが困難と認められるとき。

(役員報酬・費用支弁)

- 第37条 理事及び監事に対し、報酬等として、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。



- 2 理事及び監事が当会の業務を執行するために要した費用は、理事会の承認を得て支弁することができる。

(顧問)

第38条 当会は顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の運営上重要事項について会長の諮問に応じる。

## 第6章 理事会

(機関構成)

第39条 当会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、WEB 会議システム等を用いた理事会とすることができる。

(職務)

第40条 理事会(WEB 理事会を含む。以下同じ。)は、次に掲げる職務を行う。

- 一 総会で決議した事項の執行
- 二 入会しようとするマンション管理士の承認
- 三 事業報告及び決算に関する事。
- 四 事業計画及び収支予算に関する事。
- 五 資産の管理
- 六 理事の職務の執行の監督
- 七 会長、副会長、業務担当理事の選定及び解任
- 八 顧問の選任及び解任
- 九 第62条に定める「部及び委員会」の設置並びに第64条に定める「事務局」の変更及び改廃に関する事。
- 十 事務局規程、事務局細則等の規程、細則の制定及び改廃に関する事。
- 十一 懲戒に関する事。(第17条第2項第五号の除名を除く。)
- 十二 日管連総会議案の議決権行使に関する事項
- 十三 その他当会の運営上必要な事項

(開催)

第41条 理事会は、毎年定期に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理

事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

四 監事から、法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。

五 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

#### (招集)

第42条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第三号により理事が招集する場合及び同項第五号により監事が招集する場合は、この限りでない。

2 会長は、前条第2項第二号又は第四号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議長)

第43条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故もしくは支障等があるときは、副会長又は事務局以外の理事がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、第41条第2項第三号又は第五号に定める臨時理事会の議長は、請求した理事又は監事が務める。

#### (決議)

第44条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### (決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (報告の省略)

第46条 会長、監事は、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

2 前項の書面は、第47条の規定を準用する。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、議長、出席した理事(事務局担当理事を除く。)のうち2名及び監事がこれに署名押印又は記名押印をし、10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録の作成に係る職務を行う者は、事務局規程及びWEB理事会規程の定めによる。

3 理事会の決議に参加した理事であつて第1項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

## 第7章 財産及び会計

(事業年度)

第48条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収入)

第49条 当会における会計の収入は、会員の入会金、年会費、公的事業の支援・協力業務費及び寄付金その他収入とする。

(借入の実行)

第50条 当会は、事業資金の調達のために、総会の決議に基づき借入をすることができる。

(返済)

第51条 借入金の返済は、事業収入及び年会費収入より行う。

2 借入金の返済資金が不足する場合は、総会の決議により会員に対してその負担を求める。

(支出)

第52条 当会の会計の支出は、事業に要する経費及び事務運営に要する経費とする。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当会の事業計画書及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とする。
- 4 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所に、当該事業が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第54条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 五 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 六 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号及び第二号の書類については、定時総会に報告するものとする。
- 3 第1項の承認を受けた書類のうち、第三号、第四号、第五号及び第六号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の保存)

第55条 当会は、前条第1項第三号から第六号までに掲げる計算書類等を作成してから10年間、当該計算書類等を保存しなければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧)

第56条 当会は、第54条第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 会計監査報告
- 三 理事及び監事の名簿
- 四 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 五 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第57条 当会は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 58 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(法人の解散)

第 59 条 当会は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 総会の決議
- 二 合併(合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。)

(残余財産の帰属)

第 60 条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、総会決議により、類似の公益的団体又は国庫若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告方法)

第 61 条 当会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 部及び委員会

(部及び委員会の設置)

第 62 条 当会は、事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議を経て、部及び委員会(以下「委員会等」という。)を設置することができる。

2 前項の委員会等の設置、改廃、その他組織及び運営に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

## 第 11 章 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第 63 条 当会は、業務上知り得た個人情報((平成 15 年法律第 57 号)個人情報の保護に関する法律以下「個人情報等」という。)及び特定個人情報((平成 25 年法律第 27 号)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律以下「特定個人情報」という。)等のデータの保護に万全を期すものとする。

## 第 12 章 事 務 局

(事務局の設置)

第 64 条 当会の事務処理のため、事務局を設置する。

2 事務局を担う者は、業務担当理事で構成し、業務の担当は理事会の承認を得る。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、別に理事会で定める事務局規程の定めによる。

## 第 13 章 雑 則

(マンション管理士以外の会員)

第 65 条 当会は、マンション管理士以外のものを会員としてはならない。

(定款に定めのない事項)

第 66 条 この定款に定めのない事項については、日管連定款又は法令の定めるところによる。

## 第 14 章 附 則

(最初の事業年度)

第 67 条 当会の最初の事業年度は、当会法人設立日から翌令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第 68 条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	小杉純仁	勝木正美	河内俊樹	澤田亮	妹尾高志	田頭伸之
	竹田一男	田邊隆	中野晴隆	本間雄一	丸山妃登司	
設立時代表理事	小杉純仁					
設立時監事	堀直規					

(設立時社員の氏名又及び住所)

第 69 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 新潟県新潟市西区青山四丁目4番31号  
設立時社員 小杉純仁

住 所 新潟県長岡市南町三丁目7番17号  
設立時社員 中野晴隆

住 所 新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田丙17番地7  
設立時社員 澤田亮

以上、一般社団法人新潟県マンション管理士会設立のため、設立時社員小杉純仁外2名の定款作成代理人である司法書士後藤真介は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 4 年 3 月 日

設立時社員 小杉純仁

設立時社員 中野晴隆

設立時社員 澤田亮

上記設立時社員の定款作成代理人

新潟市中央区堀之内南三丁目7番21号3階

司法書士 後 藤 真 介

(登録番号 新潟県司法書士会 第582号)